

地域防災拠点運営委員長 各位

総務局地域防災課
避難等支援担当課長

災害時の避難所・避難場所のWi-Fi 運用開始について（通知）

日頃から、横浜市防災事業へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度に横浜市立小中学校に設置された教育用Wi-Fi設備について、災害時の避難所・避難場所として使用する際にも利用できるよう調整を行い、この度、運用を開始しますのでお知らせします。

1 災害時避難者向けWi-Fiの運用時期

地震または風水害により、横浜市立学校において避難場所・避難所が開設され、一定期間、開設が継続することが見込まれる場合に、該当する横浜市立学校を指定し、災害時に避難者向けWi-Fiの運用を開始します。

なお、詳細については別添の横浜市新教育情報ネットワークの災害時の利用ルールをご確認ください。

2 運用開始日

令和3年8月10日（火）

3 その他

(1) 今年度災害時避難者向けWi-Fiの訓練を予定しています。詳細については後日別途調整させていただきます。

(2) ご不明点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

担当：総務局地域防災課
御所脇、押見
671-2011

横浜市新教育情報ネットワーク
災害時避難所運営者及び避難者向け Wi-Fi
SSID、接続方法例

1 提供 SSID : YY_NET-SAIGAI

2 接続方法例 : ①端末の Wi-Fi 機能を有効。

② 「YY_NET-SAIGAI」と表示されている SSID を選択すると接続可能。

※パスワードの入力は不要。

※無線方式でのみ接続が可能。

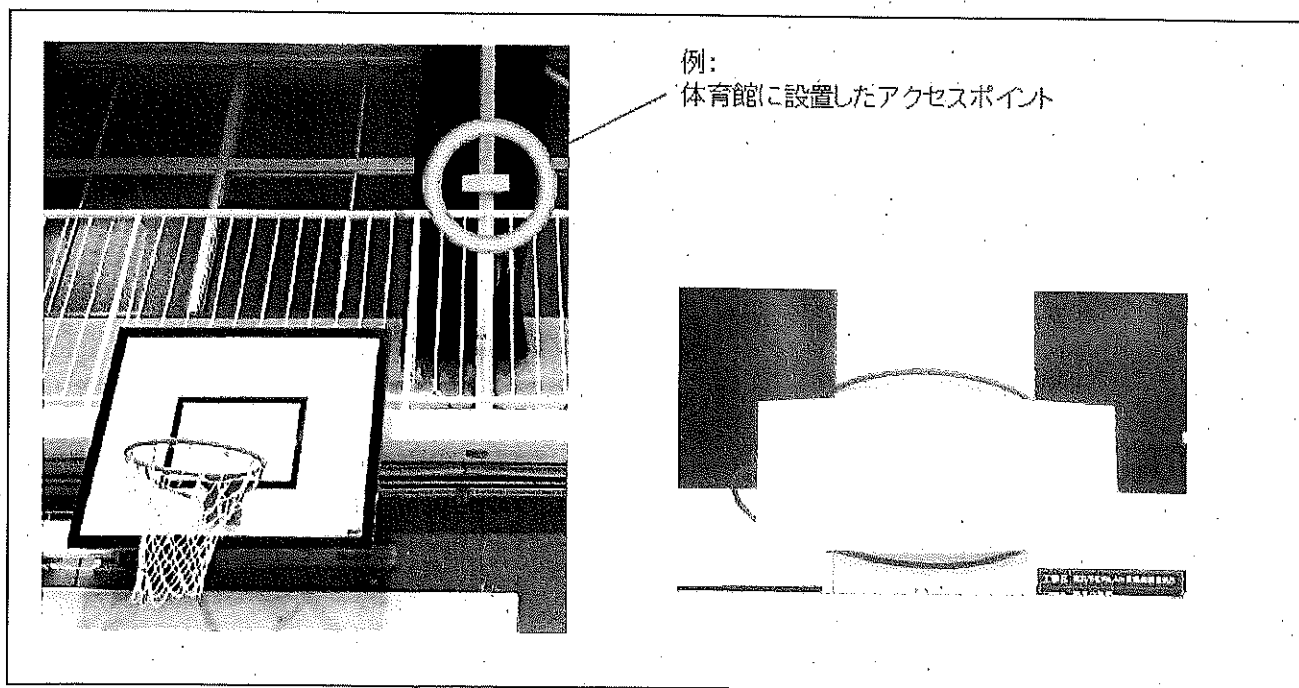
※体育館での同時接続端末台数の目安は1アクセスポイントあたり40台。通常2アクセスポイントがあるため80台。

※無線アクセスポイントの仕様上、端末の電源 OFF や Wi-Fi 機能を無効にしても、最低30分間は接続中とカウントされます。

3 利用優先順位 : ①避難所運営者 (市職員を含む)

②避難者

③本回線のネットワーク管理責任者が認めるもの



1 目的

本ルールは、災害時における避難場所・避難所（以下、「避難所」という。）運営及び避難者支援として、横浜市立学校に整備されている横浜市新教育情報ネットワーク（以下、「本回線」という。）の適切な運用を図ることを目的とする。

2 利用者

- (1) 避難所運営者（市職員を含む）
 - (2) 避難者
 - (3) 本回線のネットワーク管理責任者が認めるもの
- ※ 利用優先順位は、(1)～(3)の順番とする。

3 本回線の災害時の利用開始、利用制限・停止、停波

(1) 利用開始

次に掲げる災害により、横浜市立学校において避難所が開設され、一定期間、開設が継続することが見込まれる場合、横浜市総務局危機管理室及び横浜市教育委員会（以下、「危機管理室等」という。）は本回線を災害時に使用する準備が整い次第、順次、該当する避難所において利用を開始する。

ア 地震

横浜市内で震度5強以上の地震が発生し、横浜市災害対策本部が必要と認めた場合、

イ 風水害

(ア) 台風接近時

原則、関東地方に台風の接近が見込まれ、横浜市で警戒レベル3の発令が予定され、避難場所を開設する場合に、危機管理室等で利用可能時期の調整を行い、利用を開始する。

(イ) 台風以外の警報等

原則、本回線の災害時の利用は行わないが、以下の場合は利用を検討する。

a 横浜市災害対策本部を設置する風水害

b 避難所生活が長期化（3日以上）する恐れのある場合で本回線の利用が必要とされる場合

(2) 利用制限・停止

利用者が「3 本回線の利用」、「4 利用上の注意事項」に違反した場合又はその他不適切な利用が認められた場合は、危機管理室等は、当該利用者の利用を制限又は停止することができる。

(3) 停波

個々の避難所が閉鎖する際、避難所毎に本回線の災害時の利用を停波する。

但し、学校教育に支障が生じる場合、危機管理室等は、避難所の閉鎖に関わらず、本回線の停波を行うことができる。

4 利用上の注意事項

本回線の整備目的が教育用であることを考慮し、学校教育の利用への影響に十分配慮して利用を行うこととし、本回線の利用にあたって、利用者は関係する法令等を遵守するとともに、次の行為をしてはならない。

- (1) 著作権、肖像権、私的所有権等の権利を侵害する行為
- (2) 個人情報の漏えいにつながる行為
- (3) 他人を誹謗、中傷する行為、他人を不快にさせる行為、差別につながる行為
- (4) チェーンメールや大量の情報量送受信等のネットワークシステムに対する迷惑行為、破壊行為
- (5) その他、公序良俗及び法令に反する行為等

5 その他

- (1) 危機管理室等及び区、地域防災拠点運営委員会は、利用者が本回線の利用を通じて得る情報等に関して、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- (2) 危機管理室等及び区、地域防災拠点運営委員会は、本回線の利用により利用者に生じた損害について一切の責任を負わない。
- (3) 危機管理室等及び区、地域防災拠点運営委員会は、利用者が本回線の利用により、第三者との間で生じた紛争等に関して一切の責任を負わない。
- (4) 危機管理室等及び区、地域防災拠点運営委員会は、本回線の不具合や故障等又は利用制限・停止により利用者に生じた損害について一切の責任を負わない。
- (5) その他、本回線の利用については、別に定める「横浜市新教育情報ネットワーク運用管理要綱」及び「新Y・Y NET 利用ガイドライン」に従うものとする。

泉区地域防災拠点運営委員会委員長 各位

泉区総務課

地域防災拠点の規約(例)の作成について（お知らせ）

日ごろから、横浜市政の推進に御理解・御協力をいただきありがとうございます。
さて、地域防災拠点運営の参考となるよう、横浜市危機管理室において地域防災拠点の規約（例）を作成いたしました。
つきましては、開設・運営の参考として頂きますよう、お願いいたします。

1 配布物 規約（例）

2 その他

以下の URL に Word ファイルの掲載があります。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/place/kyoten/kyoten03.html>

担当：泉区総務課防災担当 齋藤・鈴木

T E L : (800)2309

F A X : (800)2505

Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

〇〇〇学校地域防災拠点運営委員会規約（例）

制定 令和〇年〇月〇日

最近改正 令和〇年〇月〇日

（趣旨）

第1条 災害発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域・行政・学校等からなる〇〇〇学校地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）地域住民
- （2）行政
- （3）学校等

（地域防災拠点の運営）

第3条 運営委員会は、安全かつ秩序ある避難生活の維持に努めるとともに、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、避難してきた者全員が協力することとする。

（運営委員会の活動）

第4条 運営委員会は、次の事項について協議し、活動を行う。

（1）平常時の主な活動

町の防災組織と綿密に連携し、訓練や研修などに多くの住民が参加できる環境の整備と、要援護者の見守り活動など、地域コミュニティを形成することとする。また、地域防災拠点訓練では、災害時の避難所としての効果的な開設・運営ができるよう災害ボランティア団体などと連携し、地域防災力が向上するよう努めることとする。

（2）災害発生時の主な活動

災害発生時には、被災者生活を送る避難所としての基盤の形成と、住民による救出・救護活動の拠点、在宅避難者支援のための情報受伝達拠点として機能できるよう、災害ボランティア団体などと連携を行い、避難所運営を行う。

（役員）

第5条 運営委員会には、地域住民から次の各号に掲げる役員を置く。

- （1）委員長 1人

- (2) 副委員長 〇人
- (3) 庶務班班長 1人
- (4) 情報班班長 1人
- (5) 救出救護班班長 1人
- (6) 食料物資班班長 1人
- (7) 学校再開準備班班長 1人

(役員の職務)

第6条 委員長は、運営委員会を統括し、代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 各班長は、各班を統括する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の役員の任期の期間中において、当該役員が辞任した場合等には、後任の役員を選出するものとする。なお、後任の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第8条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 平常時は、会議を年1回以上開催し、議事録を作成するものとする。
- 3 災害発生時は、会議を適宜開催し、班の意見や要望等を協議し、必要と認める事項を決定する。

(災害時活動の停止)

第9条 各班は、電気、水道及び下水道等のライフラインの復旧等により、地域防災拠点内から避難者が全員退所した場合や、避難者を移動させるなど区災害対策本部から閉鎖等の指示等があった場合に、地域防災拠点を閉鎖し、活動を停止する。

(経費)

第10条 運営委員会の開催及び運営に係る経費は「横浜市地域防災活動奨励助成金」等をもってあてる。

(補則)

第11条 この規約に定められていない事項及び疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

附則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

泉総第521号
令和3年7月14日

泉区地域防災拠点運営委員会委員長 各位

泉区総務課長

【再掲】令和3年度 横浜防災ライセンス資機材取扱講習会について（依頼）

日頃から地域防災拠点訓練をはじめ拠点運営に対し御尽力いただき心から感謝申し上げます。横浜市では、より多くの市民に地域防災拠点の防災資機材の取扱い方法を知ってもらうための事業として、地域防災拠点の資機材取扱いを学ぶ「横浜防災ライセンス資機材取扱講習会」を実施しております。

つきましては、地域防災拠点運営委員会に所属する方に周知いただき、横浜防災ライセンス事業の講習会の受講を検討くださいますようお願いいたします。

1 今年度の実施会場及び日程

回	開催日（雨天決行）	会場	住所	申込締切（必着）
1	令和3年9月18日（土）	根岸中学校	磯子区西町17-13	令和3年8月20日（金）
2	令和3年10月17日（日）	十日市場中学校	緑区十日市場町1501-42	令和3年9月17日（金）
3	令和3年12月4日（土）	南中学校	南区六ツ川1丁目14	令和3年11月5日（金）
4	令和4年2月5日（土）	中和田小学校	泉区和泉中央南4丁目9-1	令和4年1月7日（金）

※ 居住区に関わらず、どの回でも受講できます。

※ 会場内の受講者用の駐車場はありません。会場内へ自家用車を乗り入れることはできません。

2 申込み方法

別紙「令和3年度 横浜防災ライセンス資機材取扱講習会 受講者募集」の「4 申込み」をご確認の上、「横浜市電子申請・届出サービス」もしくは「往復はがき」でお申し込みください。

受講者募集の案内は、下記URLからも確認することができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/license/bousailicense.html#CB5B1>

問合せ先：泉区総務課防災担当 齋藤、鈴木
電 話：800-2309
F A X：800-2505
Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

令和3年度横浜防災ライセンス 資機材取扱講習会 受講者募集

横浜市では、身近な小中学校など460か所を地域防災拠点に定め、被災した住民の避難生活の場所や、住民による救助・救護活動の拠点と位置付けています。当講習会では、この地域防災拠点の開設・運営を担う中核的人材として、下記①及び②の資機材取扱リーダーを養成しています。

【資機材取扱リーダー】

①「生活資機材取扱リーダー」：避難生活に必要な資機材が取り扱えるリーダー

※仮設トイレ、移動式炊飯器、応急給水栓（災害用地下給水タンク）

②「救助資機材取扱リーダー」：救助活動に必要な資機材が取り扱えるリーダー

※エンジンカッター、レスキュージャッキ、発電機、投光器、工具類

それぞれ半日単位の講習会を受講された方を、資機材取扱リーダーとして認定しています。（リーダー証を発行し、リーダー名簿に登載します。）

1 会場・日程等

回	開催日（雨天決行）	会場	住所	申込締切（必着）
1	令和3年9月18日（土）	根岸中学校	磯子区西町17-13	令和3年8月20日（金）
2	令和3年10月17日（日）	十日市場中学校	緑区十日市場町1501-42	令和3年9月17日（金）
3	令和3年12月4日（土）	南中学校	南区六ツ川1丁目14	令和3年11月5日（金）
4	令和4年2月5日（土）	中和田小学校	泉区和泉中央南4丁目9-1	令和4年1月7日（金）

- 居住区に関わらず、どの回でも受講できます。
- 会場内に受講者用の駐車場はありません。会場内へ自家用車を乗り入れることはできません。

2 募集

第1回から第4回までの生活資機材取扱講習会及び救助資機材取扱講習会（定員：各回約20人）

【注意】申込多数の場合は、原則として抽選により受講者を決定しますが、資機材取扱リーダー数が少ない地域防災拠点からの申込を優先する場合があります。

※ 地域防災拠点ごとのリーダー数は横浜市ホームページからご確認いただけます。

- 受講可否（抽選結果）は、講習日のおおむね3週間前までに郵送でお知らせします。

3 スケジュール（予定）

8:30-9:00	受付1
9:00-12:00	開講、生活資機材取扱講習会、(救助資機材取扱講習会)※
12:30-13:00	受付2(午後の講習だけを受講する方)
13:00-16:00	救助資機材取扱講習会、(生活資機材取扱講習会)※、閉講

※受講人数が多い場合は、各講習会を1日に2回開催します

4 申込み

申込方法は2種類あります。

下記の注意事項をよく読んでからお申込みください。

[申込上の注意事項等]

- 受講対象者は、原則16歳以上の横浜市民です（ただし、生活資機材取扱講習は中学生以上の参加可）。
- 申込は、受講希望者1人につき1件が必要です。
- 記入・チェック漏れがある場合は受付が出来ない場合がありますので、ご注意ください。
- 開催回によって申込締切が異なりますのでご注意ください。

(1) 横浜市電子申請・届出サービス

ご希望の開催回のURLまたはQRコードより、「横浜市電子申請・届出サービス」にログインしていただき、必要事項を入力の上、申し込みをしてください。※開催回により申請フォームが異なります。

回	開催日（雨天決行）	会場	申込締切（必着）	申込用QRコード
1	令和3年9月18日（土）	根岸中学校	令和3年8月20日（金）	
2	令和3年10月17日（日）	十日市場中学校	令和3年9月17日（金）	
3	令和3年12月4日（土）	南中学校	令和3年11月5日（金）	
4	令和4年2月5日（土）	中和田小学校	令和4年1月7日（金）	

申込を手軽にするために今年度より新たに導入しました！

パソコンだけでなくお手持ちの
スマートフォンでも申込可能です！

横浜防災ライセンス

検索

(2) 往復はがき

①太枠内を記入・チェックした申込用紙を、往復はがき「往信」裏面に貼り付けます。

希望講習会	第 回 月 日 学校	希望講習(□にチェック) <input type="checkbox"/> 生活・救助の両方 <input type="checkbox"/> 生活のみ <input type="checkbox"/> 救助のみ
氏名(ふりがな)		
住所	〒	
電話番号		
居住地の 地域防災拠点	地域防災拠点	
受講履歴 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再受講 (受講年度:平成 年度、リーダー証番号 - -)	
同意事項 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 当申込用紙に記入した情報が、受講後に居住地の地域防災拠点運営委員会・区役所・消防署・ネットワーク団体へ提供されることについて、同意します。	

② ご自身の住所・氏名を往復はがき「返信」表面に記入し、下記宛先へ送ります。

【宛先】〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市総務局地域防災課防災ライセンス担当

5 その他(申込書「同意事項」について)

資機材取扱リーダーに認定後、氏名・住所・電話番号をリーダー名簿に登載し、居住地の地域防災拠点運営委員会・区役所・消防署・各区ネットワーク団体へ提供させていただきます。

【問合せ】


横浜市総務局地域防災課


担当：御所脇、鈴江


(TEL045-671-2011 FAX045-641-1677)

デジタル防災無線簡易説明書(防災拠点用)

【各機器の基本運用について】

	【通常運用】 半固定アダプタに携帯無線機をセットした状態で使用します。 (補足) 1.通常運用時は携帯無線機に時刻が表示されています。 2.「圏外」表示時は通話は出来ません。 3.屋外アンテナ運用のため、より強く電波を受け取ることが出来る状態になっています。
---	---

	【通常運用】 通常は防災電話機を使用します。 (補足) 1.停電時には使用できません。 2.校長室/職員室/廊下(防災備蓄庫保管)の合計3台運用になります。
---	---

	【通常運用】 非常時にのみ半固定アダプタから携帯無線機を取り外して使用します。 (補足) 1.半固定アダプタにセットした状態で使用することが困難な場合のみ取り外します。 2.屋外使用が基本になります。 3.携帯型アンテナ運用のため、使用場所によっては「圏外」が表示される時があります。
---	--

【通話ダイヤル番号について】

防災スピーカー装置によりダイヤル番号が変更になりました。
 通話連絡する場合は8桁の相手局無線機番号をダイヤルします。

例1) 上飯田中学校からいずみ野中学校
 受話器を置いたまま相手局番号を入力

1	4	1	2	7	9	6	2
採用							

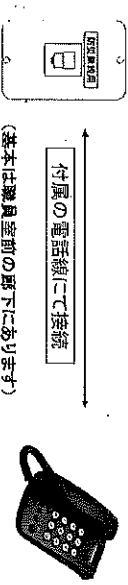
「採用」を押下してから受話器を上げます。

例2) 上飯田中学校からいずみ野中学校
 受話器を上げてから

1	4	1	2	7	9	6	2
---	---	---	---	---	---	---	---

【備蓄庫保管電話機取扱】

使用方法は通常の電話機と同じです。
 ローゼットに電話線をつないで下さい。



【防災スピーカー接続について】

2019年度より特定の防災拠点無線機に放送スピーカーが接続されました。
 ・緊急放送中は無線機通話が出来ません。
 ・通話中に緊急放送が始まりましたら、自動的に放送が始まります。(通話は切断されます)。
 ・放送が始まりましたら、受話器を戻すようお願いいたします。
 (番号表の見分け方)

上飯田中学校	14100940	防災スピーカー接続なし
いずみ野中学校	14127962	防災スピーカー接続あり(赤文字)

【ダイヤル番号について】

泉区役所	14100	027
飯田北いちよう小学校	14100	954
上飯田中学校	14100	961
旧いちよう小学校	14100	952
上飯田小学校	14100	940
いずみ野小学校	14100	953
いずみ野中学校	14127	962
和泉小学校	14100	951
中和田中学校	14100	958
中和田小学校	14100	946
伊勢山小学校	14100	955
泉が丘中学校	14100	960
下和泉小学校	14100	948
中和田南小学校	14100	945
緑園東小学校	14100	956
緑園西小学校	14100	941
新橋小学校	14100	950
岡津小学校	14100	942
西が岡小学校	14127	957
領家中学校	14127	943
東中田小学校	14127	949
中田中学校	14127	959
中田小学校	14127	947
葛野小学校	14127	944
岡津中学校	14100	963

